慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

nero resociated repository or reducine resocies	
Title	細田衛士著『グッズとバッズの経済学』
Sub Title	
Author	植田, 和弘(Ueta, Kazuhiro)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2003
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.96, No.1 (2003. 4) ,p.127- 132
JaLC DOI	10.14991/001.20030401-0127
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20030401-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌 | 96巻 1 号 (2003年 4 月)



細田衛士 著

『グッズとバッズの経済学』

東洋経済新報社, 1999年, 304頁

1 はじめに

本書は、理論経済学者たる著者が、さまざまなフィールド調査から浮かび上がった廃棄物問題と廃棄物政策に関する疑問を、経済理論を武器に鋭く、かつ明快に解き明かした快著である。「経済学は、乏しい資源を最大限有効に活用して人々の生活を高め、安定させるための社会システム構築の原理を追求する学問領域であるが、公共資源の管理や社会的公平性といった問題を含めた社会システムのあり方については、十分に対応できるほど発達していない」のが、現状である。この現状を克服するのに最もわかりやすい方法の1つは、検討が求められている問題領域に実際に経済学の方法を徹底的に適用してみることである。そこから既存の経済学における方法の問題点や再検討の方向性が見えてくるかもしれない。

廃棄物問題という現代の社会経済システムのアキレス腱といってもよい問題に対してそれを行い、マイナスの価格が支配する静脈経済をシステマティックに分析してこなかった学問を批判的に再構成しようと試みたのが本書である。基本はミクロ経済学とマクロ経済学にあることは変わらないが、「動脈経済なしに静脈経済はない」し、「静脈経済なき動脈経済を考えることはできない」という認

識の下、「動脈経済と静脈経済とを並行的に、そ して包括的に」把握し分析したところに、本書の 貢献と独自性はある。

本書は、方法論を提示した第1章「グッズの世界、バッズの世界」から始まり、第2章「動脈産業と静脈産業」、第3章「バッズとゼロ・エミッション」、第4章「安定した市場リサイクルの条件」、第5章「逆選択とパートナーシップ」、第6章「PPP(汚染者支払い原則)と費用負担」、第7章「環境保全のトレードオフ」、第8章「バッズのマクロ経済学」、第9章「環境制約と経済成長」、そして廃棄物に関する政策提言を含む管理システムのあり方をまとめた第10章「バッズの管理システム」までの10章構成になっている。各章のタイトルを一見しただけで明らかなように、廃棄物問題に関わって論争や政策的焦点になった論点がほぼ網羅的に取り上げられている。

いずれの章においても、各論点について通説化している誤解や問題構造の把握の誤りがまず指摘される。そして、処方箋を導き出すための理論の正しい適用に基づいて現実が分析される。政策構築のための論理がその上で展開されており、各章それぞれでも、また本書全体としても著者のメッセージは明確に伝わってくる。しかもそのことが経済学の基礎概念をわかりやすく解説しつつ行われるため、読者は知らず知らずのうちに経済学をより深く理解することになっているし、経済学を正確に理解することなしには正しい処方箋を導きだしえないことも学べるようになっている。

本書の学術的功績や提示された論点について深められるべきことは少なくないが、以下では、評者の関心に引き付けていくつかの点に限って、検討しておきたい。

⁽¹⁾ 天野明弘 (2002)「地球環境問題の社会経済的側面」森田恒幸・天野明弘編『地球環境問題とグローバル・コミュニティ』岩波書店、9-36ページ。

2 廃棄物問題の基本認識と方法論について

本書のキーワードは、バッズである。本書の特 徴は、著者によれば、「取引されるものをグッズ とバッズにわけること」にある。自由処分(=費 用をかけずに捨てること)の仮定ができるのであ れば、従来の経済学でよく、確かにグッズとフリ ー・グッズ(自由財)についてはそれでよかった が、自由処分の仮定が不成立なバッズがあるとい う現実を直視すると, 経済学がこれまでに採用し てきた方法論では限界があるとする。常に希少性 を前提にした分析を展開してきた伝統的な経済学 は、ものが余るという事態には関心をもたない, あるいはそういう事態は想定していない。ところ が, バッズは希少性がマイナスという伝統的経済 学が想定していなかった財である。そのため、通 常のミクロ経済学が環境問題にアプローチする際 の方法である外部不経済の内部化論は限界がある, ないしはバッズ問題には用いられないという。

外部不経済の内部化、具体的にはピグー税的処 方箋がバッズ問題には適用できない理由は2つあ る。1つは、ピグー税のもともとの発想は、バッ ズが物質の性質によって規定されることを前提に しているが、そうしたものだけではなく、需要と 供給のバランスからバッズになったものも含まれ る。むしろ、どんなものでも必要以上にあると、 それは処理するのに費用がかかるので理論的には あらゆるものがバッズになるのであり、その前提 で理論も構築されなければならないし、問題への 適用方法も考えられなければならない。第2に, バッズは無処理で放置されれば外部不経済を生じ させるが、適正処理をしている限り、外部不経済 は発生しないのであって、バッズのより望ましい 処理方法を選ぶに際して, 単純に外部不経済の内 部化論を適用することはできない。

以上の方法論的前提が正確に理解されていないために,廃棄物問題への処方箋をめぐる議論に混乱が生まれており,正しい方法が採用されていな

い、というのが著者の認識である。この基本認識 は本書を貫く主張でもあるし、著者による廃棄物 問題の理解や対策の考え方をユニークなものにす る源にもなっている。著者の基本認識とそれに基 づいて提示する方法の有用性はどこにあるのだろ うか。

バッズは「どんなに有用であってもそれにプラ スの価格をつけて購入しようとするものがなく, しかもそれを処理せず廃棄すると外部不経済を及 ぼすもの」と定義されている。すなわち、バッズ になるかグッズになるかは、モノの素材的定義に よってではなく、そのモノに対する需給関係によ って決まる。従来の経済学は、外部不経済の問題 を市場が失敗する特殊例外的現象として扱い, 環 境税や規制といった政策手段の導入によって解決 可能と考えてきた。これに対して著者は、バッズ 問題をより普遍的な問題として把握している。す なわちバッズ問題は, 大量生産, 大量消費を前提 にしてきた現代の社会経済システムにとって容易 には解決がつかない根源的な問題なのである。そ のため、市場の微調整ではなく制度的な枠組み (著者はレジームと呼んでいる) の改革が求めら れる。

加えて著者によれば、バッズの問題は、不法投棄や不適正処理による外部不経済の問題はあるが、こうした外部不経済の問題が主要な問題になっているのではない。「もっと本質的な問題とされているのは、いままでのような廃棄物処理の概念・方法では、最終処分場の節約はままならず、また処理費用の高騰化も避けられないということ」なので、外部不経済の内部化問題とは異なるとする。この認識が、外部不経済の内部化という方法ではなく、バッズの最適制御のための制度設計という方法を選択させている。

すでに本書からの引用で示したように、著者は、 バッズは不法投棄や不適正な処理がされると外部 不経済を及ぼすのであるが、「適正に処理」され ているかぎり、内部化はされているので、廃棄物 問題は外部不経済の内部化としてではなく、バッ ズの制御のあり方の問題として検討されなければ ならないというのである。確かに焼却や埋立も含 めれば、大半のバッズは「適正に処理」されてい ることになるかもしれないが、不法投棄や不適正 処理問題も取るに足りない例外問題ということは できず、むしろバッズの制御システムと深い関連 を持ちつつ発生している構造的な問題と見るべき ではないか。著者も情報の非対称性に基づく逆選 択に着目して廃棄物処理市場の構造を分析し、不 法投棄が生じやすいメカニズムを解明しているこ とにもみられるように、バッズの制御システムと 不決投棄や不適正処理問題は截然と分離できるも のではなく相互に作用しあう関係をもつものであ り、バッズに伴う社会全体の費用が最小になるレ ジームの設計という著者の方法によって統一的に 扱うことが可能で、またそうすることによってよ り説得的で体系的な結論が得られたように思われ る。

3 PPPの意義と限界

廃棄物の減量やリサイクルそのものに反対する人は少ない。にもかかわらず、実際にそのことが進まない原因としては、減量やリサイクルを実行するのに伴って費用がかかり、その費用を誰が負担するのかがなかなか合意できないという問題が大きい。この問題を突破するには、減量やリサイクルを進める際の皆が納得する費用負担の仕組みが作られなければならない。この費用負担のための基本原則はいかにあるべきだろうか。本書はPPPに関する誤解を解くことからはじめ、バッズ制御の費用負担問題に正面から取り組む。

OECDから Polluter Pays Principle (以下, PPP) が提唱されたのは1972年であったが、その後環境政策における費用負担の原則として世界

に広がっていった。日本では汚染者負担原則と訳 されることが多いが、この訳自体が PPP の誤っ た解釈を生みやすいと指摘する。もともと OECD の PPP は、公正な自由競争の枠組みを作 るための国際貿易上の原則として提唱されたので あり、経済学的には外部不経済の内部化、そして ピグー的課税とほぼ同義であった。これに対して 日本では公害訴訟や公害対策が進む過程で,公害 被害の救済や環境復元費用にも適用が拡張され, 効率性よりも公害対策の正義や公平の原則として, 日本的な PPP が確立していった。つまり、日本 的 PPP と OECD の PPP とは経済学的には異な る原則なのである。OECDの PPP は、「汚染者 の支払う費用が最終的にその主体の環境費用の全 部または一部を反映しているかどうかが問題なの ではなく, 重要なことは, 最初に支払いを行うべ き汚染主体の環境費用が、意思決定過程において 社会全体として負うべき費用を完全に反映してい るかどうか」を問題にしている。つまり、OECD の PPP は、汚染者がまず環境費用を支払うとい う原則であって, 汚染者が最終的に環境費用を負 担しなければならないという原則ではないのであ る。したがって、OECDのPPPは、汚染者が環 境費用の第1次負担者として支払うべきことのみ を意味しているのであり、それゆえ、汚染者支払 い原則と訳すのがより正確であるとする。

以上の議論を前提にすると、ここでの課題は具体的な廃棄物問題に対して、OECD の PPP はどのように適用され、あるいはされるべきではないか、もし適用されるべきでないとすれば代わるべき費用負担原則は何かという問題であろう。

PPPの適用についてはいくつかの問題点が指摘されてきた。第1に、環境費用の帰着すなわち最終的負担者が誰になるかに関連する分配問題への影響である。PPPを適用すれば、環境費用の

⁽²⁾ OECD (1977), Polluter Pays Principle, Paris, この部分に関する日本での紹介は, 天野明弘 (1997) 『地球温暖化の経済学』日本経済新聞社, 27ページ, および, 宮本憲一 (1989) 『環境経済学』岩波書店, 210-211ページ, 参照。

最終的負担者は市場における転嫁と帰着のメカニズムが作用した結果として決まってくる。この点に関わって、しばしば OECD の PPP は結局消費者負担の原則になってしまう、あるいは負担の逆進的性格が指摘される。誰に第1次的に負担させても最終的には結局同じことになるのではないか、といった議論もあり、環境費用の転嫁と帰着のメカニズムを正確に理解すること、およびその評価と対策のあり方には少なくない論点が残されている。

第2に、PPPの実行可能性についてである。 PPPは、汚染者は誰かを特定化でき、かつ支払 わせることができることを前提にしている。とこ ろが、PPPはそもそもその適用が容易ではない 場合がある。たとえば、第1次負担者には、通常 は汚染物質を排出した主体が想定されているが、 排出者に負担力がない場合、あるいは不法投棄の ように排出者を特定できない場合である。

著者の場合は、PPPを廃棄物問題に適用することが困難であるとか、PPPを適用する際に生じる問題を懸念しているというのではない。バッズの問題に PPPを適用することはそもそも必要がないし、適用することは誤りだというのである。つまり、バッズの適正処理・再資源化のための費用はすでに税金や料金によって払われているのであり、今求められているのはピグー税を課すことによって内部化するということではない。そういう性質の問題ではなく、現在の費用支払い方式をバッズの最適制御のための費用支払い原理に変更することが課題なのである。

果たして、バッズの適正処理・再資源化のための費用は現在すでに税金や料金によって支払われている(=内部化されている?)のだろうか。事実認識の問題がまず問われるが、このことは外部費用や社会的費用の定義とも関わる理論問題としても重要である。産業廃棄物の場合は、法的枠組

み自体は排出事業者責任なので処理料金を支払うことによって内部化されるはずである。ところが、 現実の処理料金は、産業廃棄物処理市場の不完全性に加えて枯渇性資源としての最終処分場の稀少性が反映されていないことから過小になっていると思われる。排出事業者が支払う処理料金は、意思決定過程において社会全体として負うべき費用を完全には反映していないであろう。

一般廃棄物の場合はどうであろうか。確かに一 般廃棄物の場合は、ダイオキシン問題などはある ものの、物理的な意味では公共部門によってほぼ 適正に処理されているといえるかもしれず、その ことをもって内部化されているとするならば,検 討すべき課題は最適制御問題とみることもできる。 著者は「競争を無視することによるバッズ処理・ 再資源化の非効率性という問題」として把握して いる。しかし、排出するゴミの処理に要する費用 を,個々の経済主体,たとえば生産者や消費者が 支払っているか否かを基準にすると, 簡単に内部 化されているということはできない。このことは ごみ処理における公的負担と私的負担の分担問題 とも関連している。ゴミ有料化論にみられるよう に、公共部門による共同処理(=共同負担)より も消費者(=排出者)による個別発生源での支払 いのほうが減量へのインセンティヴが働くという 議論もある。減量が進めばトータルな処理費用は 減少するかもしれない。その場合には社会経済的 最適状態よりも過大な費用がかかっていたという 意味で社会的費用が発生していたというべきであ ろう。また生産者の場合にも使い捨て商品を生産 する企業は, ゴミ問題の原因者として支払うべき 費用を払っておらず、処理費用が公共部門に転嫁 されることで、社会全体として過大な処理費用が 必要になっているといえる。

⁽³⁾ ごみ有料化論については検討すべき多くの課題がある。山川肇・植田和弘 (2001)「ごみ有料化研究の成果と課題」『廃棄物学会誌』第12巻第4号,245-258ページ,参照。

4 バッズ最適制御のシステムと支払い原理

ある物質がグッズになるかバッズになるかは, 需給のバランスによって決まり, しかもこの需給 のバランスはレジームに依存すると考える著者は, 現行のレジーム, たとえば廃棄物処理法などでは, 動脈から排出されたものをただ静脈側で処理する だけで、静脈側から動脈側を逆に規定し返すとい う仕組みになっていないことを問題にする。そし て, バッズ最適制御のためのレジームへ向けて実 践的で有用な提案を数多く行っている。評者が特 に注目したことの1つは、通常の市場では伝達さ れにくい情報が伝わるような仕組みを用意するこ との重要性を指摘していることである。バッズの 発生抑制には、グッズの開発・設計段階から下流 側の事業者に対する考慮がなければできないが、 そのためにも静脈側の実状や要望が動脈側に伝わ らなければならない。そうした情報伝達を容易に するネットワークの構築が必要であり、そのため の費用はネットワーク構築にイニシアティブを発 揮する企業によって担われるべきだとしている。 情報基盤という忘れられがちであるが循環型社会 のレジームに不可欠な要素を指摘したものとして, 貴重である。

バッズの最適制御はどのような原則とシステムで構築されるのだろうか。本書において注目されるのは、責任分担論と費用負担論の分離を主張していることである。著者は近年OECDが提唱している拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility,以下EPRと略す)は、「バッズになりやすい社会的費用を増加させるような製品作りをした企業は適正処理・再資源化責任までの責任をもつ」という考え方であり、社会的効率性の観点から原則的には支持できるが、費用負担論

とは切り離すべきであるという。責任分担論と費用負担論とは異なった次元の問題であり,責任分担論はバッズの制御可能性に基づくべきであるとするが,費用負担論については,市場メカニズムに基づいた議論によるべきであるとする。このように見てくると,あらためて新たな負担(支払い)を誰に求めるべきかという根拠論が深められるべきであるように思われる。PPPは法的には原因者主義原則として扱われ,そこでは,費用負担(支払い)のみでなく,責任分担自体が問題にされるという。その場合に,汚染者と原因者を区別することの意義は何か,また汚染者概念の拡大とバッズ制御の支払い原理はどのような関係にあるかが問われてこよう。

繰り返しになるが法的には、拡大生産者責任は、間接的汚染者たる製造者に再商品化義務を課すという点で、汚染者概念の拡大と理解されている。より正確には、汚染者の概念が、「市場における製品の製造から廃棄までの循環についてコントロールする力を持っている者」に置き換えられているという。

これに対して著者は、バッズ・フロー制御の責任主体は、処理費用の支払い主体とも、費用の責任主体とも異なるとし、バッズ・フロー制御の根幹は、費用の支払い問題とは関係なく、主体の制御能力の如何によるとする。そして、グッズの性質によって、バッズのフロー制御の効率的な方法が異なるのであり、バッズ制御のレジームは各グッズ毎で決められるべきであるとする。

ここでいくつかの論点が浮かび上がってくる。 すなわち、第1に、著者のいう責任分担論の根幹 をなす制御可能性および主体の制御能力という概 念をより深く検討するという問題である。廃棄物 の素材、組成、有害性、処理困難性、処理・再資 源化などに関わる情報の占有に基づいて、製品の

⁽⁴⁾ 大塚直(2002)『環境法』有斐閣,57ページ。

⁽⁵⁾ Ibid., 57ページ。

⁽⁶⁾ Ibid., 387ページ。

選択メニューが企業によって支配される可能性を 著者は指摘している。これは前述したコントロー ルする力について挙げられているリサイクルにつ いての技術的能力,知識,情報,製品設計におけ る選択可能性等の指標とほぼ同じで,どちらもそ の責任主体にバッズ抑制のインセンティヴが働く ことを期待している。こうした能力を持つ主体は 一般的には最終的な製造者である場合が多いと思 われるが,いかなる場合にどういう例外が生じる か検討されるべきだろう。

第2に、制御能力のある主体とは、結局、最も 安い費用でバッズの最適制御を行える主体、と考 えてよいかという問題である。もしそうだとする と、制御能力のある主体とは、かつて交通事故の 損害賠償システムとの関連で提起された最安値損 (7) 害回避者(cheapest cost avoider)に似た定式化 が可能なようにも思われる。また逆に、両者が異 なるというのは、どういう場合だろうか。より明 確な定義が求められている。

第3に、費用負担論と責任分担論を切り離した場合に、バッズ最適制御の費用負担(支払い)ルールはいかなる原則に基づくべきかという問題である。著者は、「いったんバッズの適正処理・再資源化費用を内部化してしまえば、後は市場の機能に任せてしまえばよい」とするが、その場合でもバッズ最適制御システムにおいて新たに生じる

費用の第1次負担(支払い)者をどの主体にするかという制度設計上の問題は依然として残るように思われる。

そして、その場合に、第1次負担者が誰になり、 どれだけの費用を第1次的に負担するかというこ とは、バッズ最適制御の責任を課された主体に与 える技術開発や費用低減へのインセンティヴを左 右するように思われる。

5. おわりに

以上,本書がバッズ最適制御問題として提示した論点は,あらためて環境責任論と費用負担論の再検討と原則の再構築を求めており,同時にそのための研究方法論の深化が迫られているように思われる。これ以外にも実に興味深い数多くの論点を本書は提起している。メンテナンス型経済や動脈産業と静脈産業のアンバランス問題をはじめ、マクロ経済的視点の導入は貴重である。提起された課題は廃棄物経済・政策研究の発展にとって避けて通れない課題であり、これらの課題に応える研究の発展を期待したい。

植田和弘

(京都大学大学院経済学研究科教授)

⁽⁷⁾ 最安値損害回避者 (cheapest cost avoider) については, Calabresi, G., The Costs of Accidents: A Legal and Economic Analysis, Yale University Press, New Haven and London, 1970 小林秀文訳『事故の費用-法と経済学による分析』信山社, 1993年, 参照。